

再エネ設備の新規導入につながる 電力調達構築事業

今、東京でできること。

〈 CO₂ DOWN 〉

事業説明会 ～事業概要と助成内容編～

Ver.1.0

公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)





目次

1. 事業概要



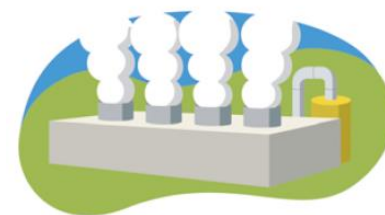
2. 助成対象事業



3. 助成対象事業者等



4. 助成対象設備





1. 事業概要

【目的】

【目的】

都外に設置する再生可能エネルギー発電設備からの電力調達に取り組む都内の電力需要家に対し、当該設備の設置に係る経費の一部を助成することにより、都外の再生可能エネルギー発電設備の新規導入に資する利用手法の確立を図り、脱炭素社会の実現を目指すことを目的として行うものです。



1. 事業概要

【助成対象事業】

【助成対象事業】

助成金の交付対象となる事業は、公社が定める要件に適合する太陽光や風力等の再エネ発電設備を都外に設置し、当該設備から得られた電気を、都内の特定の施設に供給し、当該施設で消費する事業とします。

※ 住居の用に供する部分で使用するものを除く。



1. 事業概要

【事業スキーム】

【事業スキーム】



●都の出えん金による基金造成

都は本事業の原資を公社に出えんし、公社はその出えん金により基金を造成します。

●基金を活用した助成事業

公社は基金を原資として、助成対象となる再エネ発電設備を設置された民間事業者等に対して、その経費の一部を助成します。



1. 事業概要

【事業期間・予算額】

【事業期間】

令和3年度から令和5年度まで

※助成金の交付は令和6年度まで

※公募は、**予算の範囲内**で毎年度行います。

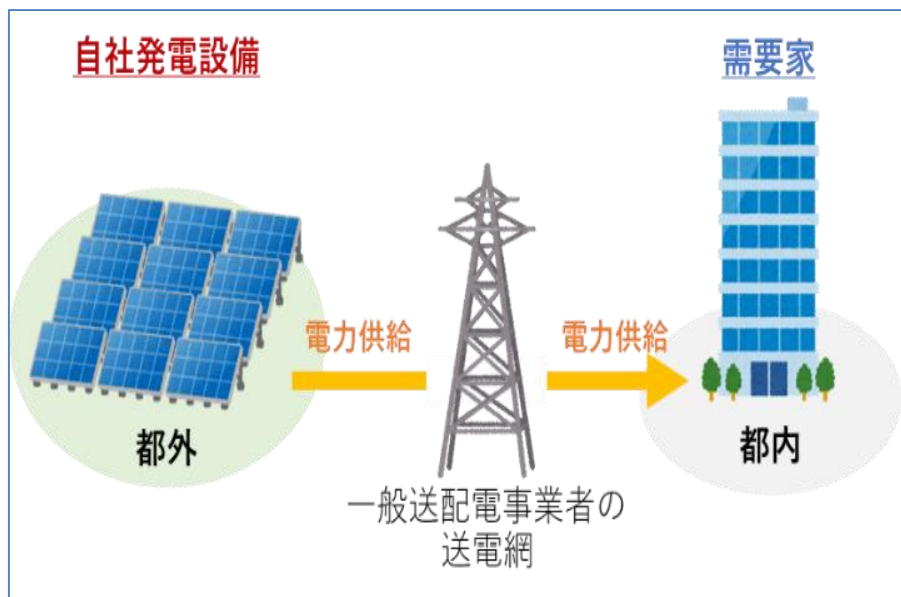


2. 助成対象事業

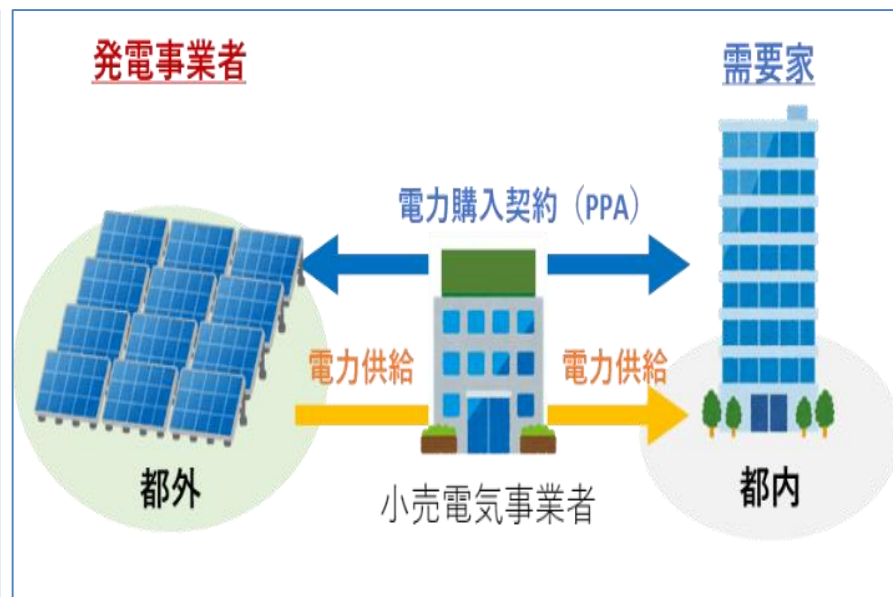
【助成対象事業イメージ】

【助成対象事業イメージ(例)】

自己所有モデル



第三者所有モデル





2. 助成対象事業

【助成対象事業の主な要件】

【助成対象事業の主な要件】

次の①～⑥全ての要件を満たすものであること。

①助成対象施設設備の年間発電量が、当該電気を供給する施設の年間消費電力量の範囲であること。

年間消費電力量 \geq 年間発電量

②都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと。



2. 助成対象事業

【助成対象事業の主な要件】

- ③助成対象設備の導入に当たって、資源エネルギー庁が策定する発電設備種別に応じた事業計画策定ガイドラインを遵守するものであること。
- ④再エネ設置地域の自治体等との間で、助成対象設備に設けられた給電用コンセントを利用した再エネ設置地域の住民への電気の提供等、非常時における助成対象設備の利活用に係る協定を締結すること。



2. 助成対象事業

【助成対象事業の主な要件】

⑤再エネ設置地域との関係構築要件として、以下のいずれかを満たすものであること。

(ア)助成対象設備から得られた電気を、個人事業主にあっては、住所等、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地が再エネ設置地域に属する小売電気事業者に卸し、都内の特定の施設に供給すること。



2. 助成対象事業

【助成対象事業の主な要件】

- (イ)助成対象設備の設置に係る出資又は融資を、個人事業主にあつては、住所等、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地が再エネ設置地域に属する事業者又は再エネ設置地域の住民から受けること。
- (ウ)助成対象設備に係る施工又は維持管理を再エネ設置地域事業者に担わせること。
- (エ)助成対象設備から得られた電気の需給管理を再エネ設置地域事業者に担わせること。



2. 助成対象事業

【助成対象事業の主な要件】

(オ)その他公社が認める再エネ設置地域との関係構築を行うこと。

⑥助成対象設備から得られた電気を都内の特定の施設に供給し、当該施設で消費する期間が10年以上の事業であること。



3. 助成対象事業者等

【助成対象者及び助成率】

助成対象事業者の種別	助成率	上限額
① 民間企業	<p style="text-align: center;">1/2以内 ※国等の助成金等と併給する場合であっても、合計 1/2以内</p>	2億円
② 個人事業主		
③ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人		
④ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人		
⑤ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人		
⑥ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人		
⑦ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人		
⑧ 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等		
⑨ 法律により直接設立された法人		
⑩ 上記①から⑨までに準ずる者として公社が適当と認める者		



3. 助成対象事業者等

【申請者区分について】

【申請者区分について】

(例)

事業形態	想定スキーム	リース	助成対象事業者	共同申請者①	共同申請者②	共同申請者③
自己所有モデル	自己託送	無	電力需要家	(発電事業者 ^{※2})	-	-
		有	電力需要家	リース事業者	(発電事業者 ^{※2})	-
第三者所有モデル	コーポレートPPA	無	電力需要家	発電事業者	(小売電気事業者 ^{※1})	-
		有	電力需要家	リース事業者	発電事業者	(小売電気事業者 ^{※1})

※1 コーポレートPPAに小売電気事業者が含まれる場合は、共同申請者に含めることができます。

※2 発電事業の運営・管理等を電力需要家もしくはリース事業者以外が行う場合は、当該事業者を発電事業者として共同申請者に含めてください。



4. 助成対象設備

【助成対象設備】

<太陽光発電>

太陽電池出力が**5kW以上**であること。

※ 太陽電池出力は、

太陽電池モジュールのJIS等に規定されている
公称最大出力の合計値

又は

パワーコンディショナーの
JISに基づく定格出力の
合計値



いずれか小さい値
(kWを単位とし、
小数点以下は切り捨て)



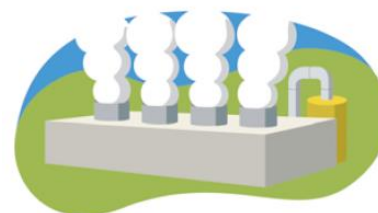
4. 助成対象設備

【助成対象設備】

＜太陽光発電設備以外＞

風力発電、水力発電

地熱発電、バイオマス発電



＜共通要件＞

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条第 3 項の認定に係る発電に用いるものを除く。（固定価格買取制度における認定を受けないもの。）



安心な未来へ。
今、東京でできること。

再エネ設備の新規導入につながる 電力調達構築事業

